

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

(下線を付し又は破線で囲んだ部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>[第 1 章～第 2 章の 2 略]</p> <p><u>第 3 章 変更登録（第 6 条）</u></p> <p><u>第 3 章の 2 電子委任状の普及の促進に関する法律による電気通信事業法の特例（第 6 条の 2）</u></p> <p>[第 4 章～第 16 章 略]</p> <p>附則</p> <p>[第 1 条～第 6 条 略]</p> <p><u>第 3 章の 2 電子委任状の普及の促進に関する法律による電気通信事業法の特例（審査基準）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成 29 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項の認定の審査（同条第 4 項第 4 号に係るものに限る。）又は同法第 8 条第 1 項の変更の認定の審査（同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 4 項第 4 号に係るものに限る。）は、第 2 章の規定に準じて行うものとする。</u></p> <p>[第 7 条～第 25 条 略]</p> | <p>目次</p> <p>[第 1 章～第 2 章の 2 同左]</p> <p><u>第 3 章 変更登録（第 6 条）</u></p> <p>[新設]</p> <p>[第 4 章～第 16 章 同左]</p> <p>附則</p> <p>[第 1 条～第 6 条 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[第 7 条～第 25 条 同左]</p> |

附 則

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。